

## 金融監督規制に関する国際制度の展開：法的視座

早稲田大学法務研究科教授 久保田隆

はじめに

国際金融制度に関する研究は経済学の一分野であるが、法学（国際法）においても「規範形成と国内受容のダイナミズム」に焦点を当てた研究や政策が近年注目を集めている。筆者は四半世紀ほど当学会に所属し、一貫して法学と経済学の境界領域を研究してきたが、法学の観点から①国際金融監督規制の構造と特徴を説明し、②更なる調和化に向けた動きを紹介する。

### 1. 国際金融監督規制の構造と特徴

世界金融危機を受けて2008年にG20が創設されると新たな国際組織の階層構造が生まれた。即ち、①G20で首脳や閣僚が合意すると②金融安定化理事会（FSB）が詳細を定め、③既存の国際組織に基準策定を委ねる。国際組織には業態別に組成されたもの（銀行はBCBS、証券はIOSCO、保険はIAIS、銀行・証券・保険の分野横断的課題はJoint Forum）とテーマ別に組成されたもの（資金洗浄はFATF、企業統治・税制はOECD、支払決済はCPSS、預金保険はIADI、会計基準はIASB、監査はIFAC）がある。その後、④各国当局が策定基準を国内で受容し、⑤その遵守状況を国際組織がソフトロー上の仕組みを用いて監視・評価し、適宜罰則を加える。例えば、IMF・世界銀行やFSBはFSAP Programの結果を公表して融資条件に反映する。FATFは相互監視により遵守不十分な国名を公表して市場での評判や信認を低下させ、必要に応じてメンバーから追放する。IOSCOもAppendix BやMMoUにより同様の仕組みを持つ。

### 2. 国際基準の統一化・調和化を進めるには

この仕組みは法的強制力のあるハードロー（hard law）でないソフトロー（soft law）でありながら事実上の強制力が働く点に特徴がある。この事実上の強制力の背景には、①基準それ自体はソフトローでも各国で国内法化されてハードローになる場合（バーゼル合意など）、②相互監視システムが機能する場合、③市場原理が機能する場合、が指摘できる。もっとも、国際基準を各国が受容する度合いは依然として国によって差があり、国際金融市場に法的不確実性をもたらしている。このため、更なる調和化・統一化の必要性が説かれてきた。一方、即応性や専門性に優れる国際組織のやり方に対しては民主性や正当性の観点から課題も指摘されている。民主性や正当性に配慮しつつ、国際基準を今よりも各国が受容し遵守するためにはどうしたら良いのだろうか？筆者は英国金融市場法委員会のプロジェクトの一員として海外の法律専門家と共に、2016年3月に提言を纏める機会を得た。そこで、更なる調和化に向けた動きを紹介したい。

久保田隆「金融監督規制に関する国際制度の展開」論究ジュリスト2016年秋号43-50頁参照。